

令和 7 年 6 月 26 日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社、IHI 運搬機械株式会社及び新明和工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

T E L : 022-722-2870

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 日精株式会社	東京都港区西新橋 1-18-17
② 住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川 1-1-1
③ フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬 4-2-5
④ IHI 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町 8-1
⑤ 新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1-1

### 2 指名停止措置期間：

③ 令和7年6月26日～令和7年10月25日（4ヶ月）

①②④⑤ 令和7年6月26日～令和7年8月25日（2ヶ月）

### 3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

### 4 事 実 概 要：

日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社、IHI 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式P/S設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。また、IHI 運搬機械株式会社及び新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式P/S設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

なお、日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、IHI 運搬機械株式会社及び新明和工業株式会社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号及び「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号に該当する。

○物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領  
別表第2－抜粋－

措置要件	期間
(独占禁止法違反)  5. 当該部局の管轄区域内において、業務に 関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、請負契約等の相手方として不適当である と認められるとき(次号又は第12号に掲げ る場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領  
別表第2－抜粋－

措置要件	期間
(独占禁止法違反)  5. 当該部局の管轄区域内において、業務に 関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事の請負契約の相手方として不適當である と認められるとき(次号又は第12号に掲げる 場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内